

修正後

別表（第3条関係）

占有物件		占有料	
		単位	単価
法第32条第1項 第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>570</u>
	第2種電柱		<u>870</u>
	第3種電柱		<u>1,200</u>
	第1種電話柱		<u>510</u>
	第2種電話柱		<u>810</u>
	第3種電話柱		<u>1,100</u>
	その他の柱類		<u>51</u>
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルに つき1年
	地下に設ける電線その他の線類	<u>3</u>	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>490</u>
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メ ートルにつき1年	<u>300</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆 電話所	1個につき1年	<u>1,000</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>420</u>
	広告塔	表示面積1平方メ ートルにつき1年	<u>1,800</u>
その他のもの	占有面積1平方メ ートルにつき1年	<u>1,000</u>	
法第32条第1項 第2号に掲げる物 件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルに つき1年	<u>21</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メート ル未満のもの		<u>30</u>

		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>45</u>	
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>61</u>	
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>91</u>	
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>120</u>	
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>210</u>	
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>300</u>	
		外径が1メートル以上のもの			<u>610</u>	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	<u>3</u>	
			その他のもの		<u>10</u>	
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類			1本につき1年	<u>810</u>
		その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>510</u>	
			地下に設けるもの		<u>300</u>	
		その他のもの				<u>1000</u>
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占有面積1平方メートルにつき1年	<u>1000</u>	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの			<u>甲に0.04を乗じて得た額</u>	

		階数が2のもの		甲に0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		甲に0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			900
	地下に設ける通路			540
		その他のもの		1000
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	18
	自動車の駐車施設	市道A634号線及びA654号線	1区画につき1月	2,200
		市道A128号線		1,860
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	180
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	180
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1800
	標識		1本につき1年	810
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	18
		その他のもの	1本につき1月	180
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	18

		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>180</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>1800</u>
		その他のもの		<u>900</u>
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	<u>1000</u>
令第7条第3号に掲げる施設				甲に0.031を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	<u>180</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				<u>100</u>
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	甲に0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの			甲に0.017を乗じて得た額
	その他のもの			甲に0.025を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物			甲に0.015を乗じて得た額
	その他のもの			甲に0.011を

			乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		甲に0.022を乗じて得た額
	その他のもの		甲に0.011を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年 —	甲に0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの		甲に0.022を乗じて得た額
	その他のもの		甲に0.031を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			甲に0.025を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		甲に0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの		甲に0.022を乗じて得た額

	その他のもの		甲に0.031を乗じて得た額
令第7条第14号に掲げる施設	<p style="text-align: center;">占用面積1平方メートルにつき1年</p>		甲に0.031を乗じて得た額
<p>備考</p> <p>(1) から (11) まで略</p>			